平成３０年（フ）第２３５号
大阪府門真市三ツ島６丁目21番17号
債務者　曽田運輸倉庫有限会社
代表者取締役　曽田久仁利
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４号
埼玉県草加市松原５丁目５番16号モアステージ草加松原209
債務者　有限会社堂口コーポレーション
代表者取締役　堂口　光男
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時15分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目10番10―14号
債務者　株式会社カタオカ
代表者代表取締役　片岡　良之
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
名古屋市中区大須３丁目５番49号
債務者　株式会社ｉＤプロモーション
代表者代表取締役　柄澤　輝延
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　宜行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
宮城県石巻市和渕字清水74番地
債務者　有限会社木村自動車
代表者代表取締役　木村　信和
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
長崎県諫早市川内町2687番地
債務者　有限会社ＮＩＫ
代表者代表取締役　末永　直幸
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福﨑　博孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後４時
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１７９３号
埼玉県川口市戸塚南１丁目９番20―103号
債務者　株式会社信建
代表者代表取締役　馬場　信幸
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６８号
埼玉県蕨市北町１－３－２―302
債務者　株式会社太洋電機製作所
代表者代表取締役　澤藤　宗忠
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第９号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵229番地　センチュリーアスカⅧ―703号、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町2437番地27
債務者　谷口　健吾
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮尾　耕二
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１７４号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4657番地
債務者　加藤　義雄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１７５号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4657番地
債務者　加藤　昭宏
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７２１号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番75号　ジュネシオン新越谷606
債務者　大貫　　裕
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　祐介
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
埼玉県草加市松原５丁目５番16―209号
債務者　堂口　光男
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
愛知県安城市城南町１丁目15番地７　グランピア城南201、前住所愛知県安城市小堤町15番３号
債務者　琉心堂はり灸院こと　石川　武志
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗
4　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後３時５分
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２号
高知県宿毛市高砂29番44号　クレストハウスミュール102号室、旧住所高知県宿毛市与市明１番３号　池田アパート２号
債務者　山沖クレーンこと　山沖　　寿
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　智己
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
高知地方裁判所中村支部